

提供日 2023/01/26
 タイトル 野鳥における高病原性鳥インフルエンザの陽性確定について
 担当 暮らし・環境部 環境局自然保護課
 連絡先 自然保護班
 TEL 054-221-2718



(概要)

- ・令和5年1月23日（月）、浜松市東区において回収されたハヤブサ1羽について、1月26日（木）、環境省における遺伝子検査の結果、高病原性鳥インフルエンザウイルスに感染していることが判明
- ・高病原性鳥インフルエンザの陽性確定は、県内6例目
- ・環境省が指定した野鳥監視重点区域（浜松市、磐田市の2市の一部）について、2月20日（月）24時までの間、野鳥の監視体制を継続
- ・1月26日（木）15時に報道提供 ※環境省の発表と同時刻

(主な経緯等)

- (1) 死亡野鳥の確認地点 浜松市東区内
- (2) 経緯
 - ・1月23日 市民からの通報を受け西部農林事務所がハヤブサ1羽の死亡個体を回収
 - ・1月23日 県の簡易検査で陽性反応を確認したため、環境省に報告
 - ・1月23日 環境省は、回収地点の半径10Km以内を野鳥監視重点区域に指定
 - ・1月23日 高病原性鳥インフルエンザの「疑い事例」として報道発表
 - ・1月26日 国立環境研究所の遺伝子検査で高病原性鳥インフルエンザと判明

(本県の対応)

危機管理連絡調整会議を書面にて開催し、情報共有を図る。
 野鳥監視重点区域に指定後、実施している下記対応について、死亡個体の回収日（1月23日）の翌日から28日目となる2月20日（月）24時まで、引き続き行う。

- (1) 野鳥監視重点区域における監視・パトロール
- (2) 死亡野鳥等の調査における検査対象個体数の基準により監視を継続
- (3) 県民に対する情報周知、注意喚起

(参考：県内での高病原性鳥インフルエンザの発生状況)

	死亡野鳥確認地点	野鳥監視重点区域	区域指定日	解除予定日
1	浜松市東区	浜松市、磐田市の2市の一部	令和4年12月9日	令和5年2月20日の24時 (6例とも野鳥監視重点区域の一部が重なるため同時に解除)
2	磐田市	浜松市、磐田市、袋井市、掛川市、森町の4市1町の一部	令和4年12月27日	
3	浜松市東区	浜松市、磐田市、袋井市の3市の一部	令和4年12月29日	
4	浜松市東区	浜松市、磐田市、袋井市の3市の一部	令和5年1月7日	
5	浜松市中区	浜松市、湖西市、磐田市の3市の一部	令和5年1月16日	
6	浜松市東区	浜松市、磐田市の2市の一部	令和5年1月23日	

